

雇用保険二事業による支援措置の実施理由について

今般のハローワーク別地域指数の誤り及びその訂正に伴い、労使協定の見直しを行う派遣元事業主への支援策について、以下のような「労働者の雇用の安定」、「早急な対応の必要性」、「事業主支援による措置」という観点を総合的に考慮すると、雇用保険二事業による実施が相応しいと考えられるのではないかと考えられる。

1 労働者の雇用の安定

- ・今般の支援措置の対象として想定する派遣元事業主においては、通常であれば生じない年度途中での作業を追加的に行うことを余儀なくされ、あわせて現行協定と新協定の差を補う対応を短期間のうちに行うこととなるため、個々の派遣元事業主の負担のみに拠ることとした場合、「対象となる取組」が十分進まないおそれがある。
- ・「労使協定方式」を選択している事業所が約9割を占める中、こうした状況への適切な対応がなされない場合には、対象となる派遣元のほとんどが小規模事業所であると見込まれるという特殊性も踏まえれば、労使協定方式の円滑な実施による派遣労働者の同一労働同一賃金を通じた公正な待遇の確保に支障を生じ、派遣労働者の雇用の安定に少なからず影響が及ぶことも考えられる。
- ・このため、派遣労働者の雇用の安定を図る観点から、事業主の共同連帯により、すなわち、派遣労働者を雇用する派遣元事業主に加え派遣労働者を使用する派遣先事業主も費用を負担する雇用保険二事業により支援を行うことが考えられるのではないかと考えられる。

2 早急な対応の必要性

- ・今年度中速やかな対応が求められている事情に鑑みれば、今回の事案に限って雇用保険二事業による迅速な実施が相応しいのではないかと考えられる。

3 事業主支援による措置

- ・政府の誤りへの対応を契機とするものではあるが、賃金制度の整備等の労務管理の改善に取り組む事業主への支援は、労使協定によるものも含め、雇用保険二事業においてすでに実施しているところ。
- ・今回の数値誤り及びその訂正に伴う派遣元事業所における対応は、労使間の協議、個々の労働者への説明、労使協議の結果のシステムへの反映等、企業の労務管理に関わる作業が多いため、行政を含む外部による処理や協同事業化といった手法を採りがたく、当該事業所の人事部門の機能強化により対処していただくほかない。
- ・以上のような状況において、支援のあり方として、事業主への経費支援の方法を採ることは、事業主の共同連帯という二事業の趣旨に適うものと考えられる。